

本会議の傍聴

町議会本会議（議場で開かれる会議）は一般に公開しています。簡単な受付をしていただくだけで、どなたでも傍聴できます。

傍聴席の定員は30人です。開議時刻の30分前から先着順に受付します。

〔傍聴までの流れ〕

1. 傍聴受付

- ・役場庁舎2階議会事務局入口で住所・氏名を記入していただきます。傍聴券の交付を受けてください。

2. 議場へ

- ・受付が済みましたら、受付奥の階段から3階へお上がりください。
- ・傍聴席は自由席となっておりますので、好きな席に座って傍聴ください。

〔傍聴する際の注意事項〕

傍聴席では下記の事項を禁じています。

- 1 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明すること。
- 2 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎたてること。
- 3 はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をすること。
- 4 帽子、外とう、えり巻きの類を着用すること。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはその限りではない。
- 5 飲食または喫煙をすること。
- 6 みだりに席を離れ又は不体裁な行為をすること。
- 7 その他議場の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をすること。

※携帯電話等については、電源を切るか、マナーモードにしてください。

※特に議長の許可を得た者以外は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等を行うことはできません。

※傍聴を禁止されたとき又は会議の散会後は速やかに退場してください。

※議長は、議場の都合により傍聴人を制限する場合があります。

※傍聴人は、すべて議長又は係員の指示に従ってください。

